

# ネットワーク 資料保存

第106号 2013年11月

日本図書館協会  
資料保存委員会

## 図書館における音楽著作権

野方英樹

### 1. はじめに

私も図書館を活用している一人である。我が町の図書館には、CDやDVDなどの音楽や映像資料が書架に並んでいるが、それを見る度、音楽の著作者の著作権や音楽市場との関係を考えずにはいられない。

そこで本稿では、図書館において音楽の著作権が関わりを持つ場面を著作権法の定めを軸に俯瞰しつつ、本来的な図書館の貸出という機能と音楽の創造、市場との関係にもフォーカスをあててみることにした。

### 2. 音楽の著作権の基本

音楽の著作権は、日ごろ接している書籍に複製されている文芸や写真等の著作物の著作権と基本は同じである。

著作者にあたるのは作詞者、作曲者であり、創作のときから、著作権を享有している（生まれながらにして有している、の意）。さらに著作物を二次的に翻案した編曲者、訳詞者などにも著作権がある場合がある。

著作権とは、一義的には著作者が有している。自分の財産の持ち主は当然その財産を使いたい

人に使わせたり使うことを禁止したり処分したりできるように、著作者も自分が創作した著作物について同様のことができる。これが著作権である。著作権は財産権なので、他人に譲渡することが可能であり、著作者自身が著作権者である場合の他、著作者から著作権の譲渡を受けて、ドラマやCMのタイアップを獲得するなどのプロモーション活動を行う音楽出版社と呼ばれる法人が著作権者であることも多い。

そして、こうした著作者や音楽出版社から著作権の管理の委託を受けるJASRAC（一般社団法人日本音楽著作権協会）のような著作権管理事業者が、我が国をはじめ各国に一つ又は複数存在し、相互に管理しあう契約を結んで円滑な音楽利用実現のための国際ネットワークを築いている。

この他、音楽著作権を考えるときには、著作権隣接権のことを忘れてはならない。

我が国の著作権法においては、実演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者が有するもので、いずれも著作者が創作した音楽を演奏したり、いわゆる原盤を作ったり放送したりして、広く一般に届ける役割を担っていることに対して付与された財産権である。

許諾が必要な場合は著作者の場合と概ね共通であるが、例えば権利の存続期間（いわゆる保護期間）が、著作権については著作者の死後50年であるのに対し、著作権隣接権については対象

## CONTENTS

図書館における音楽著作権	野方英樹	1
青森県における音楽資料保存事業の紹介	今雅人	4
資料紹介 BOOK『音響技術史：音の記録の歴史』	児玉優子	6
音声資料の保存に関するHP		7
資料紹介 BOOK『図書館と電子書籍—ハイブリッド図書館へ—』		8
〈参加報告〉文化財保存修復学会第35回大会 in 仙台	切坂美子	9
資料保存委員会委員の紹介		10
資料保存委員会の活動（2012年10月～2013年10月）		11

となる音楽を録音や放送したときから50年間であるなどの違いもある。

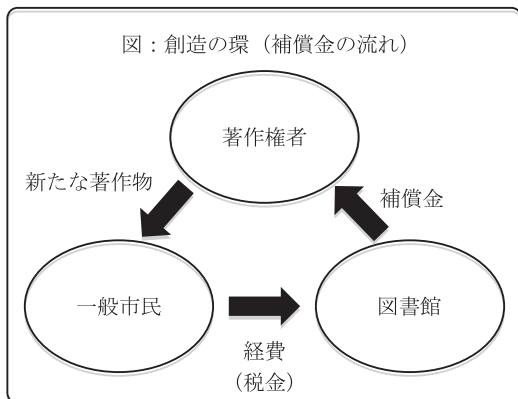
これらの著作権や著作隣接権は、常に行使できるかという点ではなく、著作権法の中に権利が制限される（行使できない）場合が列挙されている。このような制限規定は著作権の中の細分化された権利、例えば複製権や貸与権等、通常支分権と呼ばれる権利毎に異なる内容で定められている。このことについては、図書館、非営利、無料、教育といった条件だけでどんな場面でも著作権者の許諾は不要である、と誤解されている方をよく目にするので注意が必要である。

次項では、図書館で想定される音楽利用で働く支分権とその制限規定について、場面毎に説明する。

### 3. 貸出（貸与権・頒布権）

図書館といえば、貸出である。著作権法には、DVD等の映画の著作物について頒布権、CD等の商業用レコードについて貸与権の定めがある。

映像資料において働く頒布権は、図書館等（著作権法施行令2条の3各号の施設）の貸出において権利が制限される（38条5項、カッコ内の条文番号はすべて著作権法、以下同様）代わりに、これらの図書館等には補償金の支払いが義務付けられている。



ただし、この図書館補償金制度は、制度化されて以来、一部の権利者を除き曖昧な運用のまま今日に至っているため、抜本的な整理、ルールの再構築が必要である。

一方、音楽CDやカセットテープ等の貸与権（26条の3）については、非営利・無料であれ

ば図書館等が行う場合に限らず制限される（38条4項）。従って、通常の図書館での無償の貸出であれば著作権者の許諾を必要としない。映像資料の場合、必要となる補償金も不要である。

この制限規定は、制度化された当時の技術水準等を基に導入されたものと思われるが、近年の技術の発展によって、家庭内でもCDのコピーが容易になってしまった。多くのユーザーは図書館で借りられるのであれば、購入はもとより、著作権者の許諾を得、著作物使用料を支払って営業しているレンタル店で借りることすらなく、無償でCDまるごとコピーできてしまう。このことは、著作権者にとって憂慮すべき状況であると言わざるを得ない。

実はデジタル方式による私的複製にも著作権者に補償金を支払うという制度が存在し、MDや音楽用CD-Rの価格にはこの補償金が上乗せされていた。しかし、それまで政令で指定され補償金支払いの対象となっていたメディアを、新しく登場した記録媒体を内蔵した一体型の携帯音楽プレーヤーが一掃してしまったにも関わらず、補償金支払いの対象とされないままであることで、この制度が機能不全に陥り、残念なことに権利者への対価の還元の流れ（図の「図書館」が「複製機器／媒体メーカー」、「経費（税金）」が「購入」となるイメージ）が絶たれてしまっている。

こうした事態に照らせば、図書館における貸出についても、貸与権に係る制限規定を見直し、前述の映像資料のように補償金の支払いの対象とするか、又は制限規定を廃止する、といった法改正の必要性も検討すべきではないだろうか。

### 4. 図書館におけるコピー（複製権）

複製権の権利制限については、著作権に関する国際条約であるベルヌ条約の基本的なルールが根底にあり、その下に図書館における複製の制限規定も置かれている。そのルールとは、いわゆるスリー・ステップ・テストと呼ばれるもので、①特別の場合であって、②当該著作物の通常の利用を妨げず、かつ、③その著作者の正当な利益を不当に害しないことを条件として複製権を制限することができる、というものである。

こうしたルールの下、図書館において図書館資料の複製物を利用者に提供する場合には、利用者の調査研究の用に供するために著作物の一部分（半分を超えない）を一人一部に限りコピーすることが認められている（31条1項1号）。

したがって、楽譜や歌詞、また、本当に調査研究の用に供する必要があるのであればCDに収録された著作物についても、このルールは適用になる。ただし、楽譜集やCDには複数の著作物が収録されている。この場合、収録された音楽一曲一曲、さらに言えば、楽曲、歌詞それぞれが独立した著作物であるため、一部分というのはこれらの独立した著作物それぞれにおいて半分を超えないようにしなければならないことに注意が必要である（映像資料については、コピーコントロール機能によりコピーできないのが一般的である）。

#### 5. 保存のためのメディア変換、補修(複製権)

図書館等における複製については、図書館資料の保存のために必要がある場合は権利制限されることとなっている（31条1項2号）。

想定されている「必要がある場合」として、収蔵スペースの関係によるデジタル化による縮小複製があるが、このことについては、現行著作権法の起草者である加戸守行氏による「著作権法逐条講義」（著作権情報センター）に、「原資料を廃棄することを条件として許容されると解される」とあり、「財政的理由は、保存の必要性とは関係ない」という考えが示されている。このことは、例え損傷、紛失、虫喰い等による欠損に備える、また、レコード等の再生環境を近年のものに合わせるためのメディア変換といった理由であっても、購入できるものは購入すべきである、と解すべきであろう。こうした立法趣旨を十分に踏まえた運用が求められるところである。

ただ、既に市場では入手できなくなった資料の場合はどうか。これらについては、他に代替の補完手段がないことから、前述の理由により保存の必要性がある場合は、音楽著作物の貴重な資料の保存の観点からもその必要性の範囲内において権利制限下の複製は認められるべきものと考える。

なお、このことに関連で、音楽の著作物でSPレコードに記録されるなどして、再生環境が容易に準備できない歴史的音源を後世に残すことを目的に、関係権利者団体が集まって「歴史的音盤アーカイブ推進協議会」を設立し、国立国会図書館と協力してアーカイブされた音源を公開する取組も行われている。

#### 6. 鑑賞会・上映会(演奏権・上映権)

図書館が主催して行う音楽資料の鑑賞会や映像資料の上映会については、非営利、無料である限り著作権は制限されている（38条1項）。

ただし、ここで留意すべきは資料の性質である。音楽が、繰り返し聞かれることで親しまれていく性質とは異なり、映像資料は、繰り返し観られることはそれほど多くはないのではないだろうか。このような資料を頻繁に上映するなどして、大勢の利用者に提示すると、結果として市販品が購入されなくなり、権利者に不利益をもたらしかねない。ここにも「創造の環」があるのであり、これを壊さずに共存する、という図書館側の配慮は大切である。

こうした事情を背景に、社団法人日本図書館協会と社団法人日本映像ソフト協会（当時）との間で、2001年、映画の著作物に関する合意事項が長年の話し合いの結果締結された。

この中で、予め上映会利用が権利者により承認されているものについては引き続き上映可、承認されていないものについては、「上映会を行うに当たって、映画館やビデオレンタルショップなどがなし得ない、教育機関としての独自の資料提供の使命と義務を自覚して実施するよう努める」、「興行その他、映像ビジネスの全般にわたって、権利者の何らかの利益を損なうおそれのあるときは、当該ビデオグラム作品の販売元に「上映会」利用の可否について照会する」こと等が取り決められた。

#### 7. 館内BGM(演奏権・複製権)

館内でBGMを流すことについては、演奏権が働く場面であるが、非営利、無料であれば権利が制限されるため（38条1項）、図書館が手続きを得なければならないことはまずないだろう。

ただし、BGMの音源については注意が必要である。CDをそのまま流すのであれば問題はないが、手持ちのCDや図書館の貸出用CDから選曲して別の媒体にコピーする場合、図書館のこのような行為については制限規定がないから著作権、著作隣接権共許諾が必要となる。

## 8. ホームページ等での利用（複製権・公衆送信権）

インターネットのホームページ等での利用については、図書館に限らず一般的な利用の場面で働く制限規定はないので、原則として許諾が必要である、と考えた方が安全である。また、インターネットを用いて図書館向けに資料を提供することを目的として配信している民間のサービス等を除けば、インターネット上のコンテンツを図書館資料と言うには無理があろう。したがって、利用者が図書館のPCを用いて音楽ファイルをダウンロードしたり、またそれを持ち帰ったりしないようにする意識が必要である。

## 9. おわりに

図書館は著作物の宝庫である。だからこそ、著作権法についての正しい理解に基づく日常の運用を行っていただくとともに、創造の環の障害とならないよう、著作権の制限規定の範囲内での貸出やコピーであったとしても、そのことによって著作権者が受ける影響について配慮していただければ、というのが筆者の願いである。

（のがた ひでき・JASRAC）

日本図書館協会資料保存委員会  
平成25年度 第3回資料保存セミナー

### 「文化資産としての マイクロフィルム保存を考える」

日時：2014年1月24日（金）19:00-20:30  
会場：日本図書館協会2階研修室  
講師：小島浩之氏（東京大学大学院経済学研究科  
講師・「文化資産としてのマイクロフィルム  
保存に関する基礎研究班」代表）  
事前申込不要  
問合せ先：日本図書館協会 高橋  
（電話 03-3523-0812、E-mail takahashi@jla.or.jp）

## 青森県における音楽資料保存事業の紹介

今 雅人

### 1. はじめに

どの県にも、県出身の音楽家の作品はもとより、古くから伝承されてきた音楽、そして市民歌や町民歌、さらに地域の祭りのためにつくられた音頭など、たくさんの音楽が存在する。

郷土の音楽資料の保存活動が各県でおこなわれているが、有名音楽家の作品、あるいは民謡などの伝統音楽に特化してといった保存活動が主たるもので、県にかかわる音楽資料を、全ジャンル・全時代にわたって、県の施設を拠点に保存していこうという活動には、どこもなっていないようだ。一方、青森県では、青森県立図書館（以下「県立図書館」）が保管基地となり、青森県音楽資料保存協会（以下「保存協会」と連携し、全ジャンル・全時代にわたった青森県にかかわる音楽資料の保存事業を平成15年からスタートさせている。その事業を紹介したい。

### 2. 散逸・亡失の危機にあった音楽資料

音楽資料が、制作者の自宅に置かれているケースが実に多い。民謡や各種芸能にかかわる伝統音楽も、収集した研究者の個人資料として、保存とは言えない状態で、自宅に積まれている例が珍しくない。音楽資料の保有者の身に何かあれば、保管資料の多くが失われてしまう。音楽資料の保有者の大半が70代という高齢でもあった。青森県にかかわる様々な音楽資料の散逸・亡失の危機が目前に迫っていた。

また、平成の大合併と呼ばれる市町村統合が、青森県でもおこなわれようとしていた。市町村名が新しくなることで、これまで使われてきた歌などが次々に消えていくことは目に見えていた。青森県にかかわる様々なジャンルの音楽資料を保存するのは、今が最終チャンスのように思われた。こうして、危機感を持った音楽家有志が、県に対し、青森県にかかわる音楽資料の保存に対する働きかけをおこない始めたのである。平成12年頃のことだ。

### 3. 官民一体の連携の経緯

私的組織（個人管理を含む）による保存は、持続性に問題がある。後世に音楽資料を手渡すためには、音楽資料が公的施設で保管されることが大変重要である。では、県に寄贈すればよいのではないかという考え方もあるが、それもまた問題がある。

ある音楽大学図書館を見学した際、遺族から寄贈された音楽資料が死蔵されているのを見た。亡くなられた本人しかわからない内容のものが多く、整理できないために、そのままになっていた。音楽専門館でもこの状況だ。音楽の専門的知識を持たない職員がほとんどの施設に音楽資料が寄贈されても、それが利用できる形に整理されるかどうかは疑問だ。だからといって、整理しましょうと申し出ても、寄贈品は県の所有物であるから、外部の者が手を触れることは難しい。寄贈は、よほど慎重におこなわないと、手の届かない海底深くに荷物を沈めるのと同じ状況になる。そこで我々は、寄託という方式をとった。寄贈と違って寄託は、所有権が資料の提供者に保留されるため、いつでも手元に戻すことができるという利点があるからである。

寄託を受ける場合は県立図書館に決まったが、県立図書館には音楽の専門的知識を有する職員がいない。そのため、寄託品となる音楽資料を整理する人間が必要となった。こうして、青森県の音楽資料の将来を心配して集まった音楽家有志による研究会が、保存協会となり、県立図書館と保存協会の連携による音楽資料の保存活動がスタートした。平成15年のことである。

### 4. 保存事業の内容

県立図書館に寄託し保管される音楽資料は、青森県に関係したものであればジャンルを問わない。現代創作音楽でも、わらべ歌や伝統芸能に題材を求めたものがある。題材となった伝統音楽も一緒に保存されることで、現代創作音楽がよくわかるということもある。風土から生まれる音楽は時代を超え、複雑な結びつきを持つ。全ジャンルを保存の対象とすることで、こうした複雑な結びつきが損なわれることなく、後世に残されるという利点がある。

音楽資料の整理方法だが、楽譜、録音物（映

像も含む）、その他の音楽資料の3種に分類し、資料ごとに、整理番号と内容がわかるような注釈をつける。注釈は内容のわかっている寄託希望者本人にできるだけ書いてもらう。寄託品は保存協会に集められ、内容を整理分類、数を確認し、寄託希望者の委任を受けた形で、保存協会が一括して県立図書館に搬入する。なお、保存協会の収集した音楽資料については、保存協会の事務局長名での寄託とした。県立図書館への搬入は年3回。保存協会を通したものを、音楽資料の寄託品として県立図書館は受け入れる。保存協会が窓口になり、資料を整理して県立図書館に入れることで、資料が利用可能な状態で保管され、寄贈で懸念されたような未整理のままに死蔵することもなくなる。また寄託された資料の全数と内容を保存協会側も把握し、求めに応じて紹介できる。寄託された音楽資料は、今のところ戦後のものが中心で、楽譜（出版譜・手書きの楽譜・パソコン楽譜など）、録音・映像物（各種レコード・カセットテープ・オープンリール式テープ・CD・ビデオ・DVDなど）、その他の音楽資料として書籍・手紙・パンフレット・ポスター・新聞雑誌の記事など多岐にわたる。幸いなことに、寄託品の状態は、いずれも破損や大きな汚れもなく、比較的良好である。

次に、県立図書館に入れられた寄託品の貸出・閲覧について述べる。これは、整理番号と内容を付した保存協会の作ったリストを元におこなわれる。貸出・閲覧については、寄託者に可能か不可かを確認し、その意思を尊重し対応している。鉛筆書きされた自筆楽譜の場合、改変される危険があるため、原本の貸出・閲覧はどちらも不可になることが多い。音楽資料の貸出・閲覧のできる者は、寄託品の提供者本人、提供者の許諾を受けた者、保存協会の正会員（賛助会員は不可）に限定し、以上の者だけが寄託品のリストを県立図書館で参照できることとした。これには、次の理由があった。平成14年頃、青森県では芸術パーク建設の計画が進んでおり、ここに音楽資料が保管される予定であった。ところが、知事が替わり、建設計画が5年間凍結されることになった。その間、県立図書館で音楽資料を預かりましょうということで事業がスタートした。音楽専門館である芸術パー

クにいずれ移管される資料に万一のことがあつてはならない。こうしたわけで、寄託された音楽資料の貸出・閲覧を県立図書館で厳しく制限した。ところが財政難のため、芸術パーク建設は凍結解除がなされず、実質廃案になった。

## 5. 今後の保存事業

年々県立図書館の書庫は余裕がなくなってきたとはいえ、歴代館長のご厚意で、その後も保存活動は続き、現在活動は10年目をむかえた。この保存事業に今年度、新しい展開が生まれようとしている。寄託から寄贈に切り替えようというのである。これは県立図書館側からの提案である。青森県に音楽専門館ができる見込みはなくなった。こうした中、音楽資料を保管し、県民に提供の便をはかれる最適な場は県立図書館である。ならば、一般利用者の貸出・閲覧を不可とする今までの寄託方式を改め、一部は寄託を残しても、原則、寄贈に切り替え、県立図書館で積極活用できる体制を構築しようというものだ。音楽資料は、いずれは県民の財産

にすべきものだが、寄贈に際しては、前述した問題があった。そのために寄託方式になったのだが、これまでの県立図書館と保存協会の連携が新しい展開を生もうとしている。今までの体制をそのままに、寄託から寄贈に移行しようというのである。今まで通り、音楽資料は、保存協会が整理して県立図書館に引き渡す。県立図書館は、原則、保存協会を通った音楽資料しか寄贈を受けない。また、県立図書館からの要請によって、利用者と県立図書館との間に保存協会が入れる体制を作る。そのことによって寄贈資料が未整理のまま死蔵するという危険がなくなるばかりか、寄贈資料の有効活用が促進される。そして、音楽資料が県立図書館という公的施設で恒久的に守られていく。そのための話し合いが進んでいる。一番最初に我々が望んでいたことが、ようやく形になろうとしている。

(こん まさと・青森県音楽資料保存協会)

青森県音楽資料保存協会URL：

<http://www7.a.biglobe.ne.jp/~amusic/>

## 資料紹介

## BOOK

# 『音響技術史：音の記録の歴史』

- 著者：森芳久、君塚雅憲、亀川徹
- 200頁／A4版
- 2011年3月
- 発行：東京藝術大学出版会

図書館で視聴覚資料担当になった方は、その資料の多様さや、再生機器の操作と保守に戸惑うのではないだろうか。本書は録音前史から近年のデジタルオーディオプレイヤーまでの音響技術の歴史を概説した入門書である。録音資料の保存について論じたものではないが、様々な録音機器と記録媒体の種類やメカニズムの知識は、保存を考える上で不可欠である。

三名の著者のうち、森氏と君塚氏は長くソニーで音響・映像機器の開発に携わった技術者であり、亀川氏はNHKの音響技術者を経て東京芸大で教鞭をとっている。本書は森氏が2010年度まで東京芸大で担当していた「音響技術史」

のが元になっていると思われる。(2011年度からは君塚氏が担当している。)

これまで、録音資料の歴史を通覧するのに適当な図書は少なかった。日本オーディオ協会が1986年に発行した『オーディオ50年史』は絶版で入手困難な上、CD時代の幕開けまでしかカバーされていなかった。この800ページ以上の大著に比べて、本書は約200ページとハンディで、大学の教科書を意図した平易な文章である。章立ては以下の通りとなっている。

- 第1章 アナログとデジタル
- 第2章 蓄音機誕生

- 第3章 円盤式蓄音機『グラモフォン』の誕生
- 第4章 電気録音誕生とラジオの普及
- 第5章 LPとEPの登場
- 第6章 ステレオの登場とアナログ・オーディオの全盛期
- 第7章 磁気録音の歴史
- 第8章 デジタル録音の誕生
- 第9章 CDファミリー
- 第10章 MD誕生
- 第11章 DATの開発
- 第12章 DVDの誕生
- 第13章 ステレオからサラウンドへ
- 第14章 Super Audio CD (SA-CD) の登場
- 第15章 デジタルオーディオがもたらしたもの  
～圧縮技術とDAP～

各章ではそれぞれの技術について、開発のエピソード、新技術が音楽に与えた影響が述べられ、より高音質な音と、小型で便利な技術が追究されてきたことを、順を追ってたどることができる。発表当時の特許や広告、写真などの図版も豊富で、見て楽しむこともできる。付録として年表も折り込まれている。また、新技術が音楽のつくり方と聞き方を変えてきたことや、ピデ

オテープのベータ対VHS以前からもフォーマット戦争が繰り返されてきたことがわかる。

文章のトーンは前半と後半で異なる。前半は、蓄音機とレコード、磁気録音の技術開発史が人物とエピソードを中心に語られる。しかし、日本のメーカーが多く登場する後半（磁気録音の章の後半以降）は一転して、テープレコーダー、CD、MDなどの技術開発の裏側が、当事者の視点で語られ、技術仕様の記述も詳細になるのだ。森氏と君塚氏はこの開発競争の真ただ中におられたのであろう。記述の精粗がアンバランスにも感じられるが、『オーディオ50年史』でカバーされていないデジタルメディアについて詳しいのはありがたい。

残念ながら、記録媒体に関しては仕様の記述が中心で、材質（例えば磁気テープのベースや磁性体の種類）や保存上の問題にはほとんど触れていない。また、索引は参照先ページが1つしか示されず、重要な語が漏れているのも惜まれる。

とは言え、類書の少ない分野に加わった一冊である。録音資料に関する入門書として、一読をお勧めしたい。

（児玉優子・日本図書館協会

資料保存委員会委員）

## 音声資料の保存に関する HP

音楽資料の原本保存に参考となる日本語のウェブサイトを紹介します。

「IFLA図書館資料の予防的保存対策の原則 第6章音声・画像資料」日本図書館協会HP内。  
<<http://www.jla.or.jp/portals/0/html/hozon/ifla06.pdf>>  
SP盤やLP盤等のオーディオディスク、磁気媒体、光媒体の3つに分けて保存とその取扱いの基礎を解説。

「キーピング・アーカイブズ Keeping Archives 第1～9回」勉誠出版社HP内。<[http://bensei.jp/?main\\_page=wordpress&cat=7](http://bensei.jp/?main_page=wordpress&cat=7)>  
オーストラリア・アーキビスト協会『キーピング・アーカイブズ』第17章音声記録の邦訳。全24回。10回以降は、第18章動的映像及び第16章図面、写真、モノ資料を掲載。

「レコードの適切な取扱いと保存方法」NPO映画保存協会HP内。<<http://fps.jeez.jp/archives/6697>>  
音声メディアの歴史、その仕組み、保存と取扱いを概説。

「録音資料の媒体変換に係るガイドライン調査報告書」国立国会図書館 2011.3<[http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/pdf/report\\_2010\\_3.pdf](http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/pdf/report_2010_3.pdf)>  
平成14年度から実施した電子情報の長期保存と利用保証のための調査研究の報告書のひとつ。国際音声・視聴覚アーカイブ協会作成の「デジタルオーディオオブジェクトの作成・保存に関するガイドライン第2版」の抄訳を掲載。

「著作権法第31条の運用に関する2つのガイドライン」日本図書館協会HP内。 <<http://www.jla.or.jp/ibrary/gudeline/tabid/239/Default.aspx>>  
日本図書館協会を含む図書館側の3団体が共同

で策定した「図書館間協力で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」、「複製物の写り込みに関するガイドライン」、及び運用上の注意点をまとめた「Q&A」を掲載。  
(編集部)

## 資料紹介

## BOOK

# 『図書館と電子書籍—ハイブリッド図書館へ—』

●著者：山崎博樹、李士永、山崎榮三郎

●160頁／B6版

●2012年11月

●発行：(株)教育出版センター

目次

はじめに

1. 座談会 テーマ「図書館と電子書籍、電子出版について」
2. スマートフォンが変えていく、社会や世界を…
3. 出版業界に押し寄せる波
4. 電子書籍はどう進む？
5. 公立図書館と電子書籍、電子出版
6. 韓国で進むデジタル化のうねり
7. ハイブリッドな図書館へ

さいごに

参考文献

著者略歴

非来館型サービスは、もはや図書館にとって当たり前になりつつある。その是非はおいとしても、「電子化（デジタル化）」というものを、はたしてどれだけの図書館員が、そして図書館利用者が理解できているのか。確かに電子書籍を購入し、閲覧することや「自炊」と呼ばれる紙からデジタルへの個人による変換作業なども広がりつつある。スマートフォンやタブレットが普及してきた昨今は、さらに状況が広がっている。しかし、使えることと理解していることは一致しているとは思えない。

電子化するということはどういうことだろうか。単に紙のページをPDF化することとテキストデータとは全く違う。たしかにフォーマットの構造を知るまでに至らなくとも、種類や互換性の問題等は理解する必要があるだろう。

冒頭にある座談会でも語られているが、すべ

での電子書籍を国立国会図書館が送信するならば、公共図書館は貸出というものを考えなくていいのか。図書館が必要とするコンテンツとは何か、出版社との関係、地域資料の可能性、資料保存、司書教育、求められる図書館員像等、図書館の存在意義も含めて考えるヒントが本書にはちりばめられている。

冒頭の座談会だけでも、読む価値は十分あるが、そのほか機器の問題、出版業界の動き、公立図書館の課題、韓国を例にした海外事情等を取りあげ、最後には「紙」と「電子」、ハイブリッド図書館の事例が取り上げられている。電子書籍導入について、図書館員が基本的に知っておくべきこと、考えていかななくてはならないこと—本書はコンパクトに伝えてくれるだろう。

(編集部)



---

## (参加報告)

### 文化財保存修復学会第35回大会 in 仙台 切坂美子

---

2013年7月20日(土)、21日(日)の両日にわたって開催された文化財保存修復学会第35回大会に参加した。会場は、宮城県仙台市青葉区に位置する東北大学百周年記念会館川内萩ホールであった。

本学会は年1回開催されており、その主な内容は口頭発表とポスター発表である。加えて、関連行事として、時事に即したテーマでの特別講演や前日にプレイベントとして見学会や講演会などが開催されてきた。

今年度も、1日目は大会挨拶に始まり、午前と午後合わせて14件の口頭発表と66件のポスター発表があった。特別講演「災害が進めた学際連携－文化財を未来へ－」(東北大学災害科学国際研究所長・平川新氏)で1日目終了した。2日目は、11件の口頭発表と64件のポスター発表が行われた。また、大会前日の7月19日(金)には、プレイベントとして、シンポジウムやエクスカッションが実施された。

発表内容は、文化財の保存修復の全般にわたるものであった。

対象としている物は、海外の遺跡や壁画から、民具、紙、織物、絵画、漆器、仏像、貨幣、顔料・染料等と幅広い。また、研究内容も、対象とする文化財の素材分析、分析するための技術開発、修復に使われている材料の分析や技法、劣化状態の分析など多様であった。IPMの実践事例、展示用ケースや展示方法、照明器具についての発表など、保存環境に関する発表も多くあった。保存修復に関わる人材育成の取り組みについての発表もみられた。

これら多岐にわたる内容であったが、文書・書籍などの紙資料に関する事例とその研究の多くが、東日本大震災による津波被災資料に関する発表であった。そのいくつかを述べる。

「津波被災した紙質文化財等から分離した微

生物の諸性質」(東京文化財研究所・佐藤嘉則氏他)では、津波被災した公文書などに生じた微生物を調査し、劣化を引き起こしている微生物の多くに耐塩性があることや、微生物が紙に黒色や赤色変化を引き起こしていることを突き止めた発表であった。

「津波等海水に浸水した紙資料のスクウェルチ・ドライイング法－処理後の塩分残留量の調査結果について－」(東京文化財研究所・小野寺裕子氏他)では、スクウェルチ・ドライイング法で脱水処理した場合どの程度塩分が残留するか試料を使って実験し、塩分は風乾より減少するが、完全な脱塩までには至らないと考えられる、としている。

「被災現場における緊急避難措置としての脱酸素処理法の評価(Ⅱ)～紙資料に対する糸状菌の活動抑制効果～」(北海道開拓記念館・杉山智昭氏他)では、プラスチック製汎用コンテナを利用して試料による実験を行い、脱酸素処理が糸状菌の活動抑制に効果があることを示した発表であった。

「被災文化財等救援活動における資料保存処置トリアージの重要性」(東京国立博物館・鈴木晴彦氏他)では、陸前高田市立博物館の被災資料の保存処置で実施した状態調査の選別項目等が示され、トリアージの具体的な実践報告とその考察であった。

「東日本大震災被災資料レスキューに関する東北芸術工科大学の取組(3)－図書資料の応急処置と学生教育－」(東北芸術工科大学・米村祥央氏他)では、被災した図書資料の応急処置としてドライクリーニングまでを学生参加で進め、その過程での疑問点が卒業研究等のテーマとなるなど、今後の災害時に活躍できる人材育成だけでなく、学生の教育の場にもなっていることが報告された。

また、津波被災資料に関してではないが、「水濡れした塗工紙にどう対処するか～塗工紙の固着に関する考察と現場での具体的な対応～」

(東京都立中央図書館・眞野節雄氏、佐々木紫乃氏)では、実験結果から、水濡れした塗工紙の固着を回避するためには、微生物の増殖を抑えながら濡れた状態を保って乾燥を防いで処置を行うことが有効であること、そのために現場

で対応できる具体的な方法が示された。

一方、夏目漱石の旧蔵書である漱石文庫の保存修復処置の実践事例が「書籍保存におけるオリジナリティを考える～東北大学附属図書館所蔵貴重書に対する保存修復事例から～」（株式会社Conservation for Identity 飯島正行氏他）である。個々の書籍それぞれがもつ歴史や物としての情報を残す保存修復の考え方とその事例についての発表であった。

2日間で非常に多くの研究発表が行われるが、当日受付で、「研究発表要旨集」が配布された。口頭発表もポスター発表も各発表につきA4サイズ2枚（見開き）で要旨が示されており、概要を把握することができる。学会終了後も、関連する事を知りたい場合には、この要旨集を見ることで、最新の研究情報やそれを行っている組織、人の情報を得ることができる。

また、博物館・美術館関係者、文化財保存に関連する大学等の研究者や学生が多く参加するこの大会では、2日間とも、機器等展示がある。建物の免震に関するものから保存容器まで様々であるが、いずれも文化財の保存修復に関する民間企業がブースを出す。今回は30超の企業が、最新技術を組み入れた装置や新製品を持ち込み、実演や実物を提示していた。直ぐに導入するわけではないが、筆者が現在使用している温湿度管理の機器が進歩していることや、新しい修復材料など、興味深い製品の存在を知ることができた。

学会全体では、紙資料等図書館資料そのものに関する発表は多くはないが、文化財の保存修復に関わる様々な情報に広く目を向ける良い機会であった。

\*注

文化財保存修復学会の各回大会「研究発表要旨集」は株式会社クバプロ (<http://www.kuba.co.jp>) が販売している。

（きりさか よしこ・東京都立中央図書館）

## 資料保存委員会委員の紹介

資料保存委員会は、資料保存に関連した諸課題の解決と進展をはかることを目的としております。

第34期（2013～14年）も、分科会運営、研修（資料保存セミナー）、「ネットワーク資料保存」の発行等を行っております。

新井浩文（あらい・ひろぶみ）

所属：埼玉県立文書館

委員会分掌：副委員長、図書館年鑑担当

所属は文書館なので、図書館における郷土資料を中心とする地域アーカイブズの保存管理や普及について、その連携役を果たしたと思っています。

岡橋明子（おかはし・あきこ）

所属：国立国会図書館

委員会分掌：研修担当

委員会で不定期開催している資料保存セミナーの企画などに参加しています。

神原陽子（かんばんら・ようこ）

所属：埼玉県立久喜図書館（子ども読書推進担当）

委員会分掌：全国図書館大会担当

大会は、資料保存について多くの人に理解を深めていただく貴重な機会です。満足して帰っていただけるように、円滑な運営を心がけています。

児玉優子（こだま・ゆうこ）

所属：（公財）放送番組センター

委員会分掌：ホームページ担当

主に視聴覚資料の保存を守備範囲としながら、委員会を通じて広く資料保存について学ばせていただいています。

佐々木紫乃（ささき・しの）

所属：東京都立中央図書館

委員会分掌：研修担当

昨年11月より委員となりました。他の委員の

皆様から学ぶことが多く、資料保存の奥深さを実感する1年でした。今後も資料保存について勉強しながらお役に立てるよう頑張りたいと思います。

眞野節雄（しんの・せつお）

所属：東京都立中央図書館（資料保全専門員）

委員会分掌：委員長

他の委員のサポートを少しでもできれば…という「名ばかり」委員長です。資料保存や修理についての研修会講師依頼があれば全国各地に出向いています。

新委員大募集中です。まあ楽しいですよ。

田崎淳子（たさき・じゅんこ）

所属：東京大学総合図書館

委員会分掌：研修担当

この夏はJCP主催「文化財保存修復専門家育成実践セミナー」に参加し、図書館資料を超えたモノの保存、修復の世界を垣間見てまいりました。

宮原みゆき（みやらはら・みゆき）

所属：浦安立中央図書館

委員会分掌：「ネットワーク資料保存」担当

市町村立図書館の立場で勉強しながらやっております。「ネットワーク資料保存」の原稿依頼・編集時にも勉強になることばかりです。

皆様からの寄稿・ご意見もお待ちしております。

横山道子（よこやま・みちこ）

所属：神奈川県立平塚江南高等学校図書館

県立高校の司書ですが、書庫管理やページのはずれた文庫本の補修など、資料保存委員会で学んだことを生かす日々です。幅広い館種で資料保存の考え方が広まることを願って、出来る範囲で活動しています。

（五十音順）

## 資料保存委員会の活動

（2012年10月～2013年10月）

本誌102号刊行後の活動をご紹介します。定例会の詳細は103・104号の「資料保存委員会の動き」もご参照ください。

また、会場の記載のないものはすべて日本図書館協会です（定例会：5階会議室、セミナー：研修室）。

2012年

10月12日（火）

第33期（2012年度）10月定例会

10月22日（月）

第6回資料保存シンポジウム（JHKとの共催）

「資料保存の最新情報—さまざまな取り組みの中から—」

会場：東京国立博物館平成館

10月26日（金）

全国図書館大会第9分科会

「被災資料の救済

—東日本大震災をふりかえる—」

会場：島根県松江市・島根県民会館308会議室

11月9日（金）

資料保存セミナー 視聴覚資料の保存

第3回「映画フィルム」

講師：石原香絵氏（NPO法人映画保存協会）

11月28日（火）

第33期（2012年度）11月定例会

12月11日（火）

見学会・東京国立近代美術館

フィルムセンター相模原分館

12月19日（水）

第33期（2012年度）12月定例会

2013年

1月18日（金）

資料保存セミナー 視聴覚資料の保存

第4回「レコード」

講師：飯島満氏（東京文化財研究所音声・映像記録研究室長）

1月30日（木）

第33期（2012年度）1月定例会

3月27日（火）

第33期 (2012年度) 3月定例会  
 4月25日 (水)  
 第33期 (2012年度) 4月定例会  
 5月24日 (金)  
 資料保存セミナー「水に濡れた塗工紙の対処法～ページの貼りつきを回避するために」  
 講師：眞野節雄氏・佐々木紫乃氏  
 (東京都立中央図書館)  
 参加者：45名  
 6月12日 (水)  
 第34期 (2013年度) 6月定例会  
 出席：8名  
 内容：報告事項(「ネットワーク資料保存」104号進捗状況、105号企画／HP掲載事項確認／関連書籍刊行情報・講師派遣)  
 協議事項(2013大会一講師連絡・大会案内・雑誌用分科会への招待・プログラム確認、2014大会情報／セミナー第1回報告、第2回および3回企画案)  
 7月17日 (水)  
 第34期 (2013年度) 7月定例会  
 出席：6名  
 内容：報告事項(「ネットワーク資料保存」105号進捗状況、106号及び107号特集企画／大会進捗状況、講師・スタッフの参加申込み・委員の参加と宿泊について／HP掲載事項確認／講師派遣報告)  
 協議事項(「ネットワーク資料保存」の印刷部数について／第2回のセミナー企画の見直し、4回以降に取り上げたいテーマ)  
 8月28日 (水)  
 第34期 (2013年度) 8月定例会  
 出席：7名  
 内容：報告事項(9/6開催予定の日本図書館協会委員長会議の内容について／「ネットワーク資料保存」105号進捗状況、106号企画／HP掲載事項確認／セミナーの広報および講師謝礼について)  
 協議事項(大会一進捗状況、スタッフ確認、パネル展示について、宿泊およびオプションツアーについて／セミナー一第3回の日程決定、第4回以降の具体的な企画)  
 その他(陸前高田市立図書館資料救済、第4次として現物補修について)

10月4日 (金)  
 第34期 (2013年度) 10月定例会  
 出席：7名  
 内容：報告事項(「ネットワーク資料保存」105号刊行、106号進捗状況、107号企画、資料紹介について／HP掲載事項募集)  
 協議事項(セミナー一役割分担、資料確認、協会の謝礼規定について／JHKシンポ一主催者挨拶の確認、担当業務と参加委員の確認、大会一講師変更、準備日程、参加委員確認と派遣申請、パネル展示、荷物の配送、役割分担、懇親会、オプションツアー)  
 その他(講師派遣報告)  
 10月11日 (金)  
 資料保存セミナー「被災した写真資料の救済「写真でつながるプロジェクト」」  
 講師：板橋 祐一氏(富士フィルム株式会社)  
 参加者：17名

●資料の保存・修理・製本研修会講師派遣  
 2012年11月13日、19日 足立区立図書館  
 11月20日 青森県立図書館(文科省地区別研修)  
 12月1日、15日 千代田区立九段生涯学習館  
 12月3日 所沢市立図書館  
 2013年2月7日 (株)丸善  
 3月24日、31日 早稲田大学図書館  
 5月27日  
 NPO法人大きなうち(神奈川県大磯町)  
 6月23日  
 東松島市立図書館<図書館協会震災支援>  
 9月6日 石川県立図書館  
 9月12日、19日 (株)ヴィアックス  
 10月11日 埼玉県立図書館

---

ネットワーク **資料保存** 第106号 2013年11月

編集・発行：日本図書館協会 資料保存委員会  
 〒104-0033 東京都中央区新川1-11-14  
 ☎03-3523-0812 FAX03-3523-0842  
 郵便振替口座 00120-0-119624  
 印刷：株式会社アップス  
 用紙：三菱書籍用紙(イエロー) AP  
 (pH8.1冷水抽出法)  
 年間購読料：2000円(年4回刊行、送料込み)  
 定価：500円(本体価格 476円)

---